

2024

SUKUMO SHOGIN

71th Disclosure

宿毛商銀信用組合



すくも商銀
SUKUMO SHOGIN
宿毛商銀信用組合



INDEX

ごあいさつ	1
経営理念	2
「地域の発展」と共に成長する金融	2
貸出フィールドセールス(FS)の実施	3
事業承継支援サービス「TRANBLE(トランブル)」 との業務提携	3
営業車の安全の運転・交通事故防止	3
第70期総代会	4
しんくみビジネススマッチング	4
新田信行氏による講演会	4
文化的・社会的貢献活動	5
事業の組織	6
役員一覧	6
組合員、出資金の推移	6
金融ADR制度の対応	7
キャッシュカードの盗難・偽造被害への対策	8
金融商品販売等に係る勧説方針	8
取引時確認に関するお願い	9
与信取引に関する説明態勢	9
「経営者保証に関するガイドライン」 への取組方針 [†] 及びその取組状況	9
経理・経営内容	10
貸借対照表及び記載上の注意	10
損益計算書及び記載上の注意	15
剰余金処分計算書	15
業務粗利益及び業務純益等	16
経営の内訳	16
役務取引の状況	16
受取利息及び支払利息	16
主要な経営指標の推移	16
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	17
オフバランス取引の状況	17
総資産利益率等	17
総資本利確率等	17
その他業務収益の内訳	17
有価証券の評価損益	18
預貸率および預託率	18
1店舗当たりの預金および貸出金残高	18
職員1人当たりの預金および貸出金残高	18
資金調達	18
預金種目別平均残高	18
預金科目別残高	18
預金者別預金残高	18
預金科目別平均残高	18
資金運用	19
貸出金種類別残高	19
貸出金種類別平均残高	19
有価証券種類別残高	19
有価証券種類別平均残高	19
有価証券種類別残高期間別残高	19
有価証券の時価等情報	20
貸出金種類別残高、構成比	21
貸倒引当金内訳	21
貸出金の償却状況	21
有価証券減損処理状況	21
貸出金用途別残高	21
消費者ローン、住宅ローン残高	21
貸出金担保別残高	21
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	22
リスク管理体制・体制について	23
事業年度の開示事項	23
自己資本の構成に関する事項	26
自己資本の充実に関する事項	28
法令等遵守体制について	33
主要な事業内容	34
窓口・ATM振込手数料一覧表	35
総代会に関する情報開示	36
総代選舉規約	36
総代の選挙区及びその定数	40
総代氏名一覧	40
総代の属性別構成比	40
第71通常総代会の決議事項	41
職員出身者以外の理事の登用状況の開示	41
報酬体系について	41
職員紹介	43
営業のご案内	44
店舗一覧	45

ごあいさつ



平素より、組合員・取引先の皆様方には組合業務に対し、ご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年もここに、宿毛商銀信用組合の第71期(令和5年度)の経営概況・決算状況を作成いたしましたので、ご高覧賜れば幸甚に存じます。

さて令和5年度の我が国経済は、多くの中小・小規模事業者にとってはコロナ禍を乗り越える中で積み重なった債務に加え、長引くロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化等により、食料品・エネルギー・資源価格などが高騰、さらに人手不足に伴うコストの増加が続いている、依然として厳しい経営環境が続いております。

金融環境をみると、米欧の中央銀行が、インフレ抑制に向けた金融政策の転換により、大幅な政策金利の引き上げをおこなっている中、日本においてはコロナ禍からの景気回復を優先する観点から、日本銀行は大規模な金融緩和政策を継続していましたが、年度末の金融政策決定会合でマイナス金利の解除に踏み切ることで、金融緩和政策の修正を決定しました。これに伴い今後の金利上昇局面に向けた適切な運用対応が求められ、金融市場環境への影響も注視していく必要があります。

我々地域金融機関には、顧客本位の業務運営という大命題のもとで、地域密着型経営の強みである機敏なフットワークを活かし、経営基盤である組合員の皆様との関係を強固なものとし、きめ細かな活動と人の温もりを大切にした親身なコンサルティング機能等の発揮により、持続可能なビジネスモデルを構築するとともに、地方創生・地域の活性化に向けて貢献していくことが求められています。

こうした中、当組合は本年度も役職員一丸となって営業基盤の拡充、経営体制の強化に努めて参りました。

その結果、期末の預金残高は22,061百万円(対前期末比329百万円の増加)、貸出金は9,662百万円(対前期末比28百万円の増加)となり、当期純利益は33百万円を計上することができます。これまで預金残高・貸出金残高とともに「22年連続」で増加傾向を辿っております。

こうした利益確保の継続と健全経営の推進により、健全性の指標である自己資本比率は7.54%となり、国内基準の4.0%を優に超える経営比率となりました。

このような結果をおあげることができたのも、組合員・取引先の皆様方の変わらぬお引き立てがあればこそと、心より感謝申し上げます。

今後も全役職員が团结し、当地域に本店を置く唯一の地域金融機関として、質の高い金融仲介機能を発揮して、地域の活性化と地域社会の発展に向けた取り組みをしっかりと実践してまいります。

つきましては、今後とも信頼のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げましてご挨拶と致します。

令和6年6月

理事長 松田 選



SUKUMO SHOGIN



経営理念

1. 地域社会の発展に寄与し、地域住民の生活向上に貢献する
2. 信用組合の社会的責任と使命を絶えず念頭におき健全な業務運営を通じて組合員、取引先からの信頼を確立する

「地域の発展」と共に成長する金融

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

●中小企業（小規模事業者を含む）の経営支援に関する取組み方針

当組合では中小企業への経営支援として、金融円滑化法が制定される以前から、通常の業務の一環として賃貸先の条件変更等の取組みを実施しており、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、顧客対応方に変わらなく、こうした事業再生支援への取組みを積極的に行っていく事が、地域経済の活性化、又は不良債権発生の未然防止に繋がっていることから、引き続き取引先からの債務の返済猶予や条件変更、さらには新規融資や追加融資など積極的に取組んで行こことしています。

その具体的な取組み策として、得意先活動に重点をおき、他の金融機関との差別化を図り、小口融資とお客様からの要請を待つのではなく、当組合から率先して提案していく融資提案型セールス・ローラー活動や貸出フィールドセールス等により新たな資金需要を掘り起こし、親密度の向上、定性情報の収集により、お客様の資金需要に応じていく態勢を立てています。

これらも地域経済の活性化や資金需要に対して、より積極的に応えていくこととしています。

●中小企業の経営支援・改善に関する懸念整備（外部専門家・外部機関等との連携を含む）の状況

当組合では本部に「経営支援課」を設置し、お客様からの要望を持つのではなく、得意先活動等により訪問、広報活動を行う等の提案活動も実施する態勢（得意先人への充電等）を構築しております。また目利き能力向上等のため、外部研修会の受講、内部集合研修、業務推進会議等で、隨時、勉強会を行いスキルアップを図っています。

さらに高知県から支店支援拠点、高知県信託保証協会、高知県中小企業活性化協議会、他の金融機関等との連携や、税理士や商工会議所の経営指導員とも連携し、適宜紹介を行い、支援を行っていく態勢としています。

●中小企業の経営支援に関する取組み状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等）

- ①創業・新規事業開拓への支援等
- ②成長段階における支援
- ③経営改善・事業再生・業種転換等への支援
- ④経営支援課による態勢の整備

具体的な取組みとして、これまで継続している融資推進活動（過去から継続している融資提案型セールスローラー活動や貸出フィールドセールス等の活性化）を展開し、地域経済の活性化に取組み、特に事業先等への融資ローラー活動を強化するために、顧客への説明懇親会の研修の実施、懇親訪問・ニーズの把握・提案セールス活動等のスキルアップを図り、地域に根を下ろした金融活動に取組んでいます。

こうした取組みにより、不良債権比率を低位で推進しており、新規融資残高の増加にも貢献り、当組合の業績が全体的に好循環になっています。また今後も経営支援の一環として、「5ヵ年経営改善計画書（分析資料）」「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュフロー計算書」等を作成・分析し、条件変更等の経営状況、全国平均との比較、弱点の洗い出し等をおこない、これらに基づき「5ヵ年経営改善計画書（実技計画）」を作成して経営改善にあたり進捗状況管理を実施しています。さらに地域経済に關する期中管理簿「」などづくり、担当者等が定期的に1度の割合で債務者と面談し、実態把握・進捗状況管理、要望・相談を受け、債務者の方々にアドバイスを行っていく取組みを実施しています。

●地域の活性化に関する取組状況

地域活性化に向けた取組みとして、得意先活動に重点をおき、他の地域金融機関との差別化を図り、付加価値の高い金融商品・サービスを提供するために、小口多額融資と事業拡大に係る融資提案型セールス・ローラー活動（お客様からの要請を持つのではなく、当組合から率先して提案していく方法）、貸出フィールドセールス等により新たな資金需要を掘り起こし、より一層、お客様よりの資金需要に懇切丁寧かつ迅速に応えていくことが、地域経済活性化に繋がるものと認識・重点課題として取組んでいます。

また、地域経済の活性化を柱にしたことは何よりも競争優位は人であり、その人材の育成が最も重要な課題と考え、今後もこれまで以上に、人材育成には特に力を入れていくべきと考え取組んでいくこととしています。

さらに隣接する市町村、商工会議所、商工会とも連携し、地域経済発展の一助を担ってまいります。



SUKUMO SHOGIN

貸出フィールドセールス（FS）の実施

2023年5月23日(火)
第12回 貸出FS実施



2023年7月1日(土)
第13回 貸出FS実施



2019年から実施している、貸出フィールドセールスにおいて、今期は全4回の開催となりました。

より多くの地元企業様の声を聴かせていただく為、未取引企業様を中心に面談アポイントを行い、貴重な意見や有益な情報を頂くことができました。

2023年11月14日(火)
第14回 貸出FS実施



2024年1月6日(土)
第15回 貸出FS実施



事業承継支援サービス「TRANBI（トランビ）」との業務提携

当組合は、事業承継問題を抱える中小企業事業者様への事業承継支援サービスを提供することを目的として、国内最大級の事業承継・M&Aプラットフォーム「TRANBI（トランビ）」と平成31年4月にビジネスマッチング契約を締結しました。

株式会社トランビは、現在大きな社会問題となっている事業承継問題に対して、オンラインM&Aという手段を活用してコストを極力抑えながら解決すべく、国内最大級のM&Aプラットフォーム「TRANBI」を運営している会社です。事業承継、M&Aについてお悩みのお客様は、ぜひ当組合へご相談ください。

今後も皆様のお役に立てる信用組合を目指し続けます!!!



営業車の安全運転・交通事故防止

2022年4月から、営業職員はじめ営業車を使用する職員には、外出時と帰社時に必ず、アルコール検知器によるアルコールチェックを行うことを義務づけました。また、安全運転責任者を設置し、責任者の指導の下、万一の事態を起こさぬよう、注意喚起し日々の業務に臨んでいます。

安心ください!
トランビですぐ解決できます!

- ①トランビ事業規範の条件無し!
- ②トランビなら主催は手数料も完全無料!
- ③トランビ平均11社の承認先が見つかる!

TRANBI
https://www.tranbi.jp/
TEL 03-5843-8170
営業時間 9:00~17:00
MAIL TRANBI@TRANBI.JP

第70期総代会

令和5年6月14日(水)



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度以降、総代参加人数を最小限に抑えて開催しておりましたが、今回のみ令和5年度第70期総代会については参加人数の制限を設けず開催いたしました。

岡山県信用組合協会主催 しんくみビジネスマッチング

令和5年11月8日(水)



令和5年11月8日(水)に岡山県信用組合協会(笠岡信用組合)主催によるしんくみビジネスマッチングが(岡山県笠岡市)にて開催され、当組合取引先3社(者)が当組合職員と共に参加いたしました。

瀬戸内を中心多くの信組取引先企業が出展し、参加された事業者様についても、多くの商談、情報交換等を行う事ができ、有意義な時間となりました。

新田信行氏による講演会

令和5年12月20日(水)



SUKUMO SHOGIN



令和5年12月20日(水)

ちいきん教授代表理事・開智国際大学客員教授である新田信行氏に当組合へ来組いただき、当組合全役職員が参加し、「人の資本経営」をテーマに講演いただきました。

全役職員にとって、有意義な時間となりました。

文化的・社会的貢献活動

愛南町への寄附金贈呈 令和5年4月12日(水)



令和4年に地域創生包括連携協定を締結した愛南町へ、地域活性化に役立っていただけるよう、寄附金の贈呈を行いました。

第13回 宿毛商銀ゴルフコンペ 令和5年5月20日(土)



ゴルフ爱好者の皆さんと楽しくプレイさせていただき、懇親を深めさせていただきました。年々、参加者も増えしており、和気あいあいと楽しめています。

第24回 宿毛商銀グラウンドゴルフ大会 令和5年5月27日(土)



宿毛商銀信用組合主催のグラウンドゴルフ大会が盛大に開催されました。役職員も参加者し、近隣市町村から200名以上の参加者となりました。

ピーター・バンカード寄付金贈呈式 令和5年9月1日(金)



高知県信用組合協会(土佐信用組合・当組合)と㈱オリエンタルコーポレーションとの連名で「社会福祉法人一乗協会」へ、ピーター・バンカード寄付金を贈呈いたしました。

しんくみの日清掃 令和5年9月2日(土)



毎年9月の「しんくみの日」には、店舗の周りはもちろん、旧本支店店舗沿道の齊清掃を行い、地域の皆さんに大変喜ばれております。

しんくみの日献血活動 令和5年9月6日(水)



「しんくみの日週間」では献血活動に取り組み、半数以上の職員が献血を行い、地域の方にも多数ご参加いただきました。

第18回土佐はし拳全日本選手権大会 令和6年1月28日(日)



宿毛市観光協会が主催した第18回土佐はし拳全日本選手権大会へ当組合から10名の職員が参加し、地域の方々と触れあう事が出来ました。

地元商店の商品券の支給 令和6年3月27日(水)



地域経済活性化への取組みとして、当組合職員への期末手当の一部を、地元商品券に替えて支給いたしました。

事業の組織



役員一覧

理 事 長	(代表理事)	/ 松田 選一
専 務 理 事	(代表理事)	/ 所谷 祐二
常 勤 理 事		/ 長岡 宏幸
常 勤 理 事		/ 黒川 健太
理 事 (非常勤)	/ 井上 由紀	※
理 事 (非常勤)	/ 岡松 平	※
理 事 (非常勤)	/ 河原 敏郎	※
員 外 監 事 (非常勤)	/ 白木 久雄	※
員 外 监 事 (非常勤)	/ 加藤 高明	※
員 外 监 事 (非常勤)	/ 山下 章一	※
員 外 监 事 (非常勤)	/ 山崎 正友	※

(令和6年6月27日現在)

◇当組合は、職員出身者以外の理事、監事
(※印)の経営参画により、ガバナンス
の向上や組合員の意見の多面的な反映に
努めています。

組合員、出資金の推移

区 分	令和4年度		令和5年度	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個 人	5,931	106	6,012	106
法 人	278	8	280	9
合 计	6,209	115	6,292	115

事業の組織／役員一覧／組合員、出資金の推移／金融ADR制度の対応

金融ADR制度の対応

当組合への苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及び、これらに準ずるものをおいいます。

本店・宿毛支店／本部
住所：高知県宿毛市宿毛5508番地
「お取引店舗」または「本部・
総務課」にお願いいたします。

受付時間：午前9時～午後5時30分
(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

苦情等のお申し出は、当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする下記の他の機関でも受け付けています。(詳しくは、当組合本部へご相談ください。)

しんくみ相談所 (一般社団法人全国信用組合中央協会) 〒104-0031 東京都千代田区霞橋1-9-5 (全国信用組合会館内) 03-3567-2456	受付：月～金 (祝日及び金融機関休業日を除く) 9：00～17：00
---	--

相談所は、公平・立場な立場でお申しださい、お申し出のお客様の了解を得たうえで
当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お委託相談室またはしんくみ相談所へお申出ください。
またお客様が直接、仲裁センターへお申し出ることも可能です。
なお仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からのお申し出について、当事者の希望を聞いたうえで、アセスに便利な地域で手続きを進めることができます。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。例えば、愛媛県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後当該弁護士会の仲裁センターへ手続きを進めることができます。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。例えば、お客様は、高知県弁護士会の仲裁センターへお問い合わせいただき、当該弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システムを通じてお話ししたことにより、手続を進めることができます。

※移管調停・現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。
具体的な内容は仲裁センター等にご紹介ください。

東京弁護士会 紛争解決センター 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ閣1-1-3 03-3581-0031 http://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/	受付：月～金 (祝日・年末年始を除く) 9：30～12：00 13：00～15：00
第一東京弁護士会 仲裁センター 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ閣1-1-3 03-3595-8588 http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinyu.html	受付：月～金 (祝日・年末年始を除く) 10：00～12：00 13：00～16：00
第二東京弁護士会 仲裁センター 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ閣1-1-3 03-3581-2249 https://miben.jp/soudan/service/chusai/adr_kinyu.html	受付：月～金 (祝日・年末年始を除く) 9：30～12：00 13：00～17：00

保険業務に関する苦情は下記機関でも受付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ☎03-3286-2648
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ☎0570-022808



SUKUMO SHOGIN

キャッシングカードの盗難・偽造被害への対策

全国的に盗難、偽造により取得したキャッシングカードによる不正な引き出しの被害が増えております。
被害に遭わない様、十分にご注意下さい。

暗証番号、カードの管理

暗証番号は、生年月日、電話番号、住所や番などの他人に推測されやすい番号以外をお選び下さい。又、キャッシングカードは免許証、保険証などの本人の確認ができる書類とは別に保管されるようお願いします。

当組合の職員や警察が電話等で暗証番号をお問い合わせることは一切ございません。

暗証番号の変更

現在、生年月日などを暗証番号に登録しているお客様は、暗証番号の変更をお願い致します。暗証番号の変更はATMの画面からや、窓口で行うことができます。

ATMにおける1日の利用限度額の設定

当組合ATMの1日の累計利用限度額が200万円までならば窓口で自由に設定することが可能です。ただし、1回のお引き出しは50万円までとなっております。また、他行のATMでのお引き出しは1日累計で50万円までが限度となっております。

通帳、印鑑、キャッシングカードの紛失

通帳、印鑑、キャッシングカードのいずれか一つでも紛失された場合は、直ちに当組合にご連絡下さい。お引き出しを停止させることができます。

偽造・盜難カードによる預金者の被害への補償

万一、偽造・盜難カードによる被害が発生した場合は、預金者保護法に基づき補償します。お客様に過失の無い場合には全額補償、過失のある場合には、ゼロ又は75%補償となります。

その他の犯罪

- はがきや電話などによる法外な請求、身に覚えのない請求等については安易に振込みなどを行わないようにご注意下さい。不審な請求と思われる場合は最寄りの警察にご相談下さい。
- 法人の取引担当者などを装って文書交換の示し該当金を返済などの費用が必要だと偽って、振込みを要求するいわゆる「振り込め詐欺」がまだ横行しております。振込みを行う前に十分にご確認下さい。

盗難・紛失時などにおける緊急連絡先

平 日 本店・宿毛支店	0880-63-1166
	午前8時30分～午後5時
〃 SKC集中監視センター	047-498-0151

土・日・祝日 SKC集中監視センター	047-498-0151
	午前6時～午後10時

金融商品販売等に係る勧誘方針

当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。

金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によって決めていただけます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要な事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。

当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧説は行いません。

当組合は、職員に対する研修等を通して役職員の金融商品に関する知識の充実はかかるとともに、適切な勧説を行えるよう、内部管理体制の強化に努めます。

取引時確認に関するお願い

マネー・ローンディング、テロ資金供与対策のための国際的な要請を受けて、当組合では、お客様から口座開設等を依頼された場合、「犯罪収益移転防止法に基づき、下記の項目により本人確認を行っておりますが、両法の改正により平成25年4月から取引を行う目的の職業・事業内容などにつけてもあわせて確認(取引時確認)することになりました。

さらに平成28年10月から同様の改正とともに「取引時確認法」が一部実施されました。

この確認は、新規のお客様に限らず、既存取引の方も条件によりますので、ご理解とご協力をお願い致します。普通預金口座開設取引のお申し込みに際して、お客様の氏名(名称)、住所、生年月日、取引を行う目的、職業などを確認させていただき、告知頂いた取引を行ううえの実績と確認できまでは、ATMでの出金・振込利用限度額を100,000円とさせていただきます。さらに口座開設以降1年間も出金等が窓口について、出金禁止の設定を行う場合がございます。また、取引を行う目的が不明確な場合には、口座開設をお断りすることがございます。

■取引時確認（お客様への確認）が必要なお取引

■本人確認書類のご提示が必要な取引

◎は本人確認書類のご提示が必要な取引です。

取引内容	取引金額	10万円以下	10万円超	200万円超
口座開設、保護預かりなどの取引内容	◎	◎	◎	◎
預 金 口 座 へ の 現 金 入 金	不 要	不 要	◎	◎
預 金 口 座 か ら の 現 金 払 出	不 要	不 要	◎	◎
窓 口 振 返 申 金	不 要	◎	◎	◎
A T M 振 返	現 金	取扱できません	取扱できません	取扱できません
各種 料 金 の 支 払	現 金	不 要	△	取扱できません
小 切 手 の 支 払	現 金	不 要	◎	◎
記 当 金 の 支 払	現 金	不 要	◎	◎
自己宛小切手の振出	現 金	不 要	◎	◎

(注) △一カード口座の本人確認状況(本人確認書類の未提示等)によっては、お取扱いできない場合がありますのでご注意ください。

与信取引に関する説明態勢

お客様との親密な関係を維持することを目的とし、与信取引に関して法令に則り、お客様の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の説明態勢及び苦情相談処理機能についての規程を制定しております。また、重要な事項の説明態勢に係るマニュアルを作成し、当該マニュアルに基いて面接研修を実施し、全職員に対し説明責任の重要性と具体的な説明内容について徹底しております。

『『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針』及びその取組状況

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に黒字で」「『経営者保証に関するガイドライン』の趣旨や内容を十分に説明され、おさまさるお借入人や保証債務整理の相談を受けた際にご真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針を以下とのおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話をより、法人と経営者の開拓性や財務状況等の状況を把握し、ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切に対応に努めております」というような文書を提出は『経営者保証の解消の可能性が高まることを具体的に説明し、経営者書面提出の実績の立証を行っております。

令和5年度、当組合において「新規に保証で融資した件数」は10件（前年度3件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は22.7%（同6%）、「保証契約を解除した件数」は0件（同件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したもの限る）」は0件（同件）となっております。



SUKUMO SHOGIN



経理・経営内容

貸借対照表

(単位:千円)

資産	令和4年度	令和5年度	負債及び組合員勘定	令和4年度	令和5年度
現金預け金	367,368	323,469	預金	21,732,166	22,061,870
貯入手形	3,014,528	3,201,195	当座預金	121,866	97,640
貯現先勘定			普通預金	6,055,089	5,944,089
債券買取引支払保証金			野面預金		
買入金銭債権			定期預金	14,913,499	15,448,910
金銭の預託			定期預金	612,072	569,827
商品有価証券	10,064,795	10,210,751	その他預金	29,637	1,402
有価証券償還金			借入金	400,000	200,000
国地方債	50,005	49,715	当座預金	400,000	200,000
短期社債			売込手形		
株式	6,137,580	6,473,080	コーラマネー		
その他の証券	3,812,243	3,959,327	貯現先勘定		
貸出金	9,634,263	9,662,416	外國為替		
割引手形	3,339	2,700	その他の負債	60,800	63,216
手形貸付	954,007	549,409	未決済為替	2,419	7,453
証書貸付	8,361,077	8,733,691	未払費用	26,948	32,784
当座貸越	315,840	356,615	給付補助金	134	68
外國為替			未払法人税等	22,982	13,298
その他の資産	193,024	254,519	前受収益	3,130	2,333
未決済為替貸資	1,049	4,019	払戻未済金	14	812
全信貸出資金	130,400	130,400	職員預り金	1,905	1,906
未収収益	37,746	40,210	その他の負債	3,264	4,560
先物取引差益勘定			貰与引当金		
その他の資産	23,828	79,888	役員賞与引当金		
有形固定資産	199,824	190,268	退職慰労引当金	66,650	77,600
建物	128,273	116,212	その他の引当金	2,616	4,115
土地	41,994	41,994	特別法上の引当金		
リース資産			繰延税金負債		
建設仮勘定			負債の部合計	4,862	
その他の勘定	29,556	32,060	出資	115,874	115,425
無形固定資産	962	4,649	普通出資金	115,874	115,425
ソフトウェアのれん	584	4,271	優先出資金		
その他の不動産	377	377	後先出資金		
前払年会費用			優先出資引当金		
維持税金資産	85,896	32,124	資本剰余金	1,286,053	1,316,952
債務保証見返			利益準備金	121,000	121,000
貯蔵引当金	△91,248	△86,965	その他の利益剰余金	1,165,053	1,195,952
(うち低額割引当金)	(△62,683)	(△58,820)	特別積立金	372,280	372,280
その他の引当金			(うち積立金)	(76,280)	(76,280)
合計	23,469,416	23,797,290	期末勘定剰余金	792,773	823,672
			自己資本		
			自己優先出資申込勘定		
			組合員勘定	1,401,928	1,432,378
			その他有価証券	△194,745	△46,752
			土地	△287,280	△46,752
			再評定差額金評価・換算差額等合計	△194,745	△46,752
			純資産の部合計	1,207,182	1,385,625
			合計	23,469,416	23,797,290

注) 1. 各者の金額は、期末未満を切り捨てて記載しておりますので、内訳項目の合計は、端数部分が二桁の場合があります。

2. 繰延税金資産と繰延税金負債は相殺表示しております。

(記載上の注意)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 企業の前途に重要な疑問を抱かせる事象又は状況はありません。
- 有価証券の評価は、満期保有の債権については移動平均法による債権原価(定額法)、その他の有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算出)いたし、市場価格のない特殊等については実質平均法による債権原価法にて算出しております。
- 当社の他の有価証券の評価額は、時価法による財産賃借料は定額法(たゞ、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また主な耐用年数は次のとおりであります。
- 無形資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸付引当金は、予め求めている償却・引当基準に則り、次のとおり計算しております。
破産、特別清算等、法的には當破綻の事案が発生している債務者「以下「破産先」といいます」のうち、その該当書類に記載される接種債務から、担保の権利が完全見込額及び保証による回収可能額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を判断的・必要と認める結果としております。
上記以外の債権については、主として今後年内に想定損失又は今後3年間の想定損失額を見込んで計算しております。予想損失額は、1年間に3種類の資産運用又は取扱実績をもとに算出した平均額又は倒産確率による想定損失率求め、これに将来見込み等の要因を加えて算出しております。
この債権は、資産の自己健全化に基づき、各営業部(営業関連部署)が資産査定を実施し、本部(資産査定部署)が査定結果を監査しております。
- 退職慰労引当金の計算上はありません。
- 役員賞与慰労引当金は当会員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当期末までに発生していると認められる額は役員賞与慰労引当金として計上しております。
- 雇用福利厚生引当金は、賃金計上に計上した預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損引当に備えるため、過去の払戻実績に基づき得た払戻損引当額を種々種々の預金として計上しております。
- 併発行引当金は、併用債権の責任の有無に別けて、負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- その他の引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘査し、投損実損引当金として必要と認められる額を計上しております。
- 収益の上計上方法について、収益権等による収益の権利を譲り受けた者に対する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務報酬等引取手数料」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業者から受取る受入手数料であり、送金・代金立替等の内訳が發業料に記載される場合に記載しております。
- 会計上の処理により、翌事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものとの次の通りです。
貯金引当額 80万円以内
- 貸付引当金の出資方法は、出資金を会計方針として6に記載しております。
主要な貸付引当金は、債務者別に区分して貸付引当の業績見通しであります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の償却債務を定期的に評議し、算出しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りが変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸付引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 金金融資の状況に関する事項
- 金金融資に対する取り扱い方
- 当会員は、預金業務、為替業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の合理的なALM(アラム)しております。
- 金金融資の内訳及びリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、買賣目的としてはなく、長期保有目的、その他の目的で保有しております。これは、それぞれ発行元の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに曝けられております。
- 外債の償還方法については、権利取り扱わず、現在も運用しておりますません(一回、定期引当金において外債販売の債券があります)。
- 一方、金融債券は主としてお客様からの預り金であり、流动性リスクに晒されております。
- 有価証券の発行方法のスクリーニングについて、本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。
- 市場リスクの管理
- ① 金利リスクの管理
- 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する問題と対応として、リスク管理方法や手順等の詳細を明記しており、理事会は、ALM-余裕資金運用検討会からの報告を受取り、各委員会にて審議・確認。今後の対応等の協議を行っています。
日常業務はALM-余裕資金運用検討会において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利敏感度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。
- ② 为替リスクの管理
- 当組合は、為替の変動リスクについて、該当あるものは個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。



SUKUMO SHOGIN



21. 売買目的の有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取扱原価に比べて著しく下落しており、当社が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表上額とするとともに、評価差額を当事年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。
- 当事年度における減損処理額は、39百万円(うち、社債3百万円、株式3百万円、投資信託12百万円)であります。

また、時価が著しく落したと判断するための基準は、期末の時価と標準価格の50%以下の場合は減損処理を行っております。

22. 協同組合による金融機関に係る法律に基づく債務の再発生のため緊急措置に関する法律に基づく債務は次のとおりであります。なお、債権は、貸付債権のものと有価証券の中の債権(その元本の返済及び利息の支払又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行元に有価証券の私募(金融商品規制法第2条第3項によるものに限る)、貯蓄金、外債及び「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに仮保証見渡しの各勘定に計上されたもの並に注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他の債権(使用貸借又は貸賃借契約に対するものに限る))であります。

定期預金及びこれらに準ずる債権額	50万円
危険債権	120万円
三月以上延滞債権額	一萬円
貸出条件緩和債権額	186万円
合計額	363万円

確定更生債権及びこれらに準ずる債権とは、確定手続開始、再生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で確定更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で確定更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で確定更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. つなぎ倒産費用及び背任料に係るミームターミナル契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の期間継続する資金を貸付けることを目的する契約であります。これらの契約に係る融資未実行率高は、2,106百万円であります。このうち契約期間1年以内のものは又は任意の時期に無条件で取扱可能なものは2,106百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行率高そのものの必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、融資の変動の基準、その他各自の専門があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約期間の融資額をことごとくきめの旨の条件が付されております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に求め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

24. 固定資産の減価償却累計額
- 220百万円
25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
- 3百万円
26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な変容原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

積立金貯金	15百万円
その他の積立金	23百万円
積立金貯金合計	38百万円
繰延税金負債	

27. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- 担保提供している資産
- 有価証券 400百万円
- 担保現金に応する債務
- 信用金庫 200百万円
- 上記のほか、内国為替決済保証金として200百万円を担保として提供しております。

28. 出資1口当たりの純資本額は6,002円25銭です。

経理・経営内容

損益計算書

科 目	令和4年度	令和5年度	(単位:千円)
経 常 収 益	513,506	415,797	
貢 出 金 用 収 益	345,316	347,753	
預 け 金 利 息	162,133	164,981	
金 融 機 関 貸 付 等 利 息	4,231	2,790	
其 他 金 貨 収 入			
貢 出 手 手 利 息			
コ ー ル マ ー リ ー 利 息			
兌 換 手 手 利 息			
有 価 証 券 取 扱 金 受 益	173,668	173,773	
そ の 他 の 受 入 利 息	5,282	6,197	
投 株 取 引 等 受 益	10,987	10,105	
受 入 为 替 手 数 料	3,730	3,779	
そ の 他 の 受 入 取 扱 金	7,256	6,326	
そ の 他 の 業 務 受 益	99,871	40,822	
其 他 有 価 証 券 受 益			
國 债 等 債 庫 有 価 証 券 受 益	28,836	32,573	
國 债 等 債 庫 優 先 債	66,338	4,793	
そ の 他 の 業 務 受 益	4,696	3,455	
そ の 他 経 常 収 益	57,390	17,116	
貸 借 引 当 金 保 有 金	31,829	4,282	
信 仰 利 用 取 扱 金		14	
株 式 等 売 却 益	4,527	12,616	
そ の 他 の 経 常 収 益	20,974	203	
經 常 費 用	462,784	368,530	
貢 出 金 額 連 用 金	17,091	17,667	
預 金 利 息	16,726	17,623	
統 携 損 徒 送 入 金	303	43	
其 他 手 手 利 息			
コ ー ル マ ー リ ー 利 息			
兌 換 手 手 利 息			
有 価 証 券 取 扱 金			
そ の 他 の 業 務 費 用	0	0	
投 株 取 引 等 費 用	34,783	36,507	
支 払 为 替 手 数 料	5,577	5,478	
そ の 他 の 旅 使 費 用	29,206	31,028	
其 他 有 価 証 券 費 用			
國 债 等 債 庫 有 価 証 券 費 用			
そ の 他 の 業 務 費 用			
特 別 利 息			
固 定 資 產 費 分 額			
負 の の れ ん 発 生 費			
金 額 の 信 仰 連 用 金			
そ の 他 の 特 別 利 息			
特 別 利 息 税 金		0	0
特 別 利 息 税 金		0	0
そ の 他 の 特 別 損 失			
税 引 前 当 期 利 息		50,721	47,266
法 人 税・住 民 税 及 び 事 業 税		9,811	13,055
法 人 税 等 稽 査 総		8,579	1,015
法 人 税 等 合 計		18,390	14,070
当 期 純 利 息		32,331	33,196
純 損 金 (当 期 純 利 息)		760,441	790,475
通 年 度 税 効 重 要 税 額			
當 期 末 税 分 割 余 金		792,778	823,672

(記載上の注意)

1. 出資1口あたりの当期純利益 142円95銭

剰余金処分計算書

科 目	令和4年度	令和5年度	(単位:円)
当 期 末 税 分 割 余 金	792,773,065	823,672,047	
繰越金 (当 期 純 利 息)	760,441,716	790,475,823	
通 年 度 税 効 重 要 税 額			
当 期 純 利 息	32,331,349	33,196,224	
積 立 金 取 扱 金	2,297,242	2,321,010	
剩 余 金 通 分 税			
法 定 準 備	2,297,242	2,321,010	
出 貸 に 対 す る 当 期 純 利 息			
(年2%の割合)			
役 員 貢 費 金			
特 別 構 立 金			
退 賦 金 と 税 立 金			
繰 越 金 (当 期 純 利 息)	790,475,823	821,351,037	



経理・経営内容

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円、%)

科 目	令和4年度	令和5年度
貯金運用収益	345,316	347,753
資金調達費用	17,091	17,667
資金運用収支	328,224	330,086
役務取引等収益	10,987	10,105
役務取引等費用	34,783	36,507
役務取引等収支	△23,796	△26,401
その他業務収益	99,871	40,822
その他の業務収支	97,338	39,975
その他の業務収支	2,533	846
業務粗利益	306,062	304,531
業務粗利益率	1.25	1.31
業務粗利益率	49,734	46,616
実質業務純益	49,734	46,616
コア業務純益	51,025	48,943
コア業務純益 (投資信託預け資本を除く)	51,025	48,943

(注) 1. 資金運用費用に、金利の信託運用見合費用は含まれません。

2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

3. 業務純益=業務収益-業務費用-金利の信託運用見合費用

4. 業務純益=業務純益+一般貸付引当金繰入額

5. コア業務純益=実質業務純益-圧債等償債損益

受取利息及び支払利息

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
受取利息	345,316	347,753
支払利息	17,091	17,667

主要な経営指標の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	484,990	548,869	456,462	513,506	415,797
経常利益	△6,901	58,064	61,175	50,721	47,266
当期純利益	10,697	21,094	31,374	32,331	33,196
預金積残高	19,225,581	20,675,316	21,196,405	21,732,166	22,081,870
貸出金残高	8,318,995	8,957,789	9,280,595	9,634,263	9,662,416
有価証券残高	9,279,176	9,916,022	10,339,475	10,064,795	10,210,751
総資産額	22,614,713	25,306,246	25,329,907	23,469,416	23,797,290
純資産額	1,087,151	1,475,217	1,474,490	1,207,182	1,385,825
自己資本比率	8.57%	8.21%	8.11%	8.18%	7.54%
出資総額	114,550	115,366	115,804	115,874	115,425
出資総口数	(注3) 229,101	230,733	231,209	231,749	230,851
出資に対する配当金	2,269	2,281	2,293	2,297	2,321
職員数	22	25	25	23	25

(注) 1. 残高計数は、期末日現在のものであります。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

3. 令和元年10月より、出資金1口2,000円から1口500円に変更しています。

経費の内訳

(単位:百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
人 件 費	153	164
報 酬 紙 手 当	126	138
退 職 紙 付 費 用		
社 会 保 険 料 等	27	26
物 件 費	100	90
事 務 費	47	42
事 因 定 費	18	17
事 務 費	11	6
人 事 費	2	3
減 価 債 戻 金	16	18
預 金	2	3
税 金	2	2
経 費 合 計	257	257

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位:千円)

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
資金運用	4年度	24,447	345,516	1.41
勘 定	5年度	23,083	347,753	1.50
うち貸出金	4年度	8,942	162,133	1.81
	5年度	9,402	164,991	1.75
うち預り金	4年度	5,056	4,231	0.08
	5年度	3,271	2,790	0.08
うち有価証券	4年度	10,318	173,668	1.68
	5年度	10,278	173,773	1.69
資金調達	4年度	23,371	17,091	0.07
勘 定	5年度	22,096	17,667	0.07
うち預り金積金	4年度	21,634	17,090	0.07
	5年度	21,901	17,666	0.08
うち借用金	4年度	1,735	△1,921	0.11
	5年度	192	△2,836	△1.47

(注) 当組合では、上記の商品について直接の取扱いは行っておりませんが、当組合の扱っている一般的の投資信託において、当該商品への運用がありますので、本表に掲載しております。

(注) 資金運用勘定のうち借用利息は、その他の入出利息で勘定処理しております。

オーバランス取引の状況

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
契約金額	—	—
想定元本額	—	—
想定元本額	—	—
金利スワップ	—	—
通貨スワップ	—	—
先物外匯取引	136,066	4,117
金利オプション(買)	—	—
通貨オプション(買)	—	—
その他金融商品	—	—
合 计	136,066	4,117
	138,606	2,036

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
役務取引等 収 支	10,987	10,105
受 入 为替手数料	3,730	3,779
その他の受入手数料	7,249	6,323
その他の役務取引等 収益	7	2
役務取引等 費 用	34,783	36,507
支 払 为替手数料	5,577	5,478
その他の支払手数料	10,593	10,876
その他の役務取引等費用	18,813	20,151

総資産利率等

(単位: %)

区 分	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.20	0.19
総資産当期純利益率	0.12	0.14

経常(当期純)利益

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{総資産経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返りを除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位: %)

区 分	令和4年度	令和5年度
資金運用 利回	1.41	1.50
資金調達 原価率	1.10	1.16
総資金利鞘	0.31	0.34

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
外 国 为替 買 益		
商品有価証券売買益		
国債等債券売却益	28	32
国債等債券償還益	66	4
その他の業務収益	4	3
その他業務収益合計	99	40

有価証券の評価損益

(単位:千円)				
種類	年 度	帳簿価格(△)	時価(△)	評価差額(△)
有価証券	令和4年度	10,328,065	10,064,795	▲264,169
	令和5年度	10,274,170	10,210,751	▲63,419
金銭の借託	令和5年度			
デビタチップ等商品	令和4年度			
	令和5年度			

1店舗当たりの預金および貸出金残高

(単位:千円)		
区分	令和4年度末	令和5年度末
1店舗当たりの預金残高	10,866,083	11,030,935
1店舗当たりの貸出金残高	4,817,131	4,831,208

資金調達

預金様別平均残高

科目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	5,788,614	26.8	5,934,971	27.0
定期性預金	15,845,545	73.2	15,966,635	73.0
その他預金				
合計	21,634,160	100.0	21,901,607	100.0

預金科目別残高

科目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	121,866	0.6	97,640	0.5
普通預金	6,055,089	27.9	5,944,089	26.9
貯蓄預金				
通知預金				
定期預金	14,913,499	66.8	15,446,910	70.0
(定期預定期)	(14,913,499)	66.8	(15,446,910)	70.0
(変動金利定期)				
定期積金	612,072	2.8	569,827	2.6
その他の預金	29,637	0.1	1,402	0.0
合計	21,732,166	100.0	22,061,870	100.0

預金者別預金残高

区分	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	19,384	89.2	19,790	89.7
法人	2,347	10.8	2,271	10.3
一般法人	2,084	9.6	2,036	9.2
金融機関	263	1.2	235	1.1
公金				
合計	21,732	100.0	22,061	100.0

預金科目別平均残高

科目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	99,170	0.5	96,095	0.4
普通預金	5,668,815	26.2	5,828,794	26.6
貯蓄預金				
通知預金				
定期預金	15,132,376	69.9	15,359,219	70.1
(定期預定期)	(15,132,376)	69.9	(15,359,219)	70.1
定期積金	713,169	3.3	607,416	2.8
その他の預金	20,628	0.1	10,082	0.1
合計	21,634,160	100.0	21,901,607	100.0

預貸率および預証率

区分	令和4年度		令和5年度	
	(期初)		(期中平均)	
預貸率	41.33		42.92	
預証率	46.31		46.28	
合計	47.69		46.93	

資金運用

貸出金種類別残高

科目	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	3,339	0.0	2,700	0.0
手形貸付	954,007	9.9	549,409	5.7
証券貸付	8,381,077	86.8	8,753,691	90.6
(うち既定利回り)	(5,029,020)	52.2	(3,377,666)	55.6
(うち変動利回り)	(3,332,057)	34.6	(3,376,025)	35.0
当座預金	315,840	3.3	356,515	3.7
合計	9,634,263	100.0	9,662,416	100.0

貸出金種類別平均残高

科目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	251	0.0	1,562	0.0
手形貸付	562,541	6.3	593,740	6.3
証券貸付	8,156,599	91.2	8,519,660	90.6
当座預金	222,901	2.5	287,133	3.1
合計	8,942,294	100.0	9,402,096	100.0

(単位:千円、%)

有価証券種類別平均残高

科目	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	1,905	0.0	—	—
地方債	547	0.0	49,999	0.5
社債	6,122,458	59.3	6,412,929	62.4
株式	68,682	0.7	69,889	0.7
その他の証券	4,124,642	40.0	3,745,936	36.4
合計	10,318,266	100.0	10,278,754	100.0

有価証券種類別平均残高

科目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	1,905	0.0	—	—
地方債	547	0.0	49,999	0.5
社債	6,122,458	59.3	6,412,929	62.4
株式	68,682	0.7	69,889	0.7
その他の証券	4,124,642	40.0	3,745,936	36.4
合計	10,318,266	100.0	10,278,754	100.0

(単位:千円)

有価証券種類別残高期間別残高

科目	1年内		1年超5年内		5年超10年内		10年超		期間の定めがないもの		合計		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
国債					49,715						49,715		
地方債					996,280		397,490		4,678,890		6,478,080		
社債	400,420											400,420	
株式					960,280		341,870		575,432		92,629		
外國証券	100,150											100,150	
その他の証券												1,617,594	
合計	500,570		2,006,275		739,360		5,254,322		1,710,223		10,210,751		

資金運用

有価証券の時価等情報

【満期保有目的の債券】

項目	令和4年度			令和5年度		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
国 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの 時価が貸借対照表計上額を超えないもの 計					
地 方 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの 時価が貸借対照表計上額を超えないもの 計					
知 期 社 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの 時価が貸借対照表計上額を超えないもの 計	300,000	303,340	3,340		
社 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの 時価が貸借対照表計上額を超えないもの 計	300,000	303,340	3,340		
外 國 証 券	時価が貸借対照表計上額を超えるもの 時価が貸借対照表計上額を超えないもの 計					
投 資 信 托	時価が貸借対照表計上額を超えるもの 時価が貸借対照表計上額を超えないもの 計					
合 計	時価が貸借対照表計上額を超えるもの 時価が貸借対照表計上額を超えないもの 計	300,000	303,340	3,340		

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社公債、事業債が含まれております。

【その他保有目的の債券】

項目	令和4年度			令和5年度		
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株 式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 計	29,654 35,015 39,370	1,758 4,397 8,646	71,919 8,146 10,402	66,091 7,694 △756	5,727 4,970
債券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 計	21,653 4,041,050 5,187,585	2,128,319 4,188,150 6,316,469	18,315 3,838,005 △128,884	2,307,960 3,932,230 6,145,995	2,288,306 △94,295 6,220,636
国 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 計					
地 方 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 計	50,005 50,005	5	49,715	50,000	△285
短期社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 計					
社 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 計	2,096,530 4,041,050 6,197,580	2,078,319 4,188,150 6,265,469	18,210 △147,100 △198,886	2,307,960 3,882,330 6,096,330	2,288,306 3,882,330 6,170,636
外 國 証 券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 計	6,683,985 16,013,170 2,307,150	6,734,943 17,152,000 2,388,144	76,041 △102,029 △311,987	9,168,757 1,119,073 1,973,732	4,452,533 △182,515 △12,982
投 資 信 托	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 計	583,720 600,720 1,184,441	555,977 571,962 1,225,129	27,843 △7,542 △59,898	658,716 580,015 1,253,831	70,656 △417,657 1,234,817
合 計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 計	3,453,896 6,289,954 9,743,850	3,386,056 6,627,963 10,000,802	67,859 △32,029 △264,199	3,944,770 5,504,654 9,459,824	141,490 △204,869 △63,419

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、政府保証債、公社公債、事業債が含まれております。

3. 重要なとし、評価益が無いその他の債券319百万円については貸借対照表計上額から除外しております。

貸出金業種別残高、構成比

業種別	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製 造 業	279,122	2.9	279,250	2.9
農 業・林 業	105,277	1.1	89,863	0.9
漁 業	355,796	3.7	496,699	5.1
金融・保険・投資会社	767,729	8.0	543,271	5.6
電気・ガス・熱供給・水道業			156,700	1.6
情報・通信業				
卸売業・小売業	52,509	0.5	41,684	0.4
飲食業・宿泊業	578,777	6.0	527,104	5.5
不動産業			30	0.0
その他	82,226	0.9	75,400	0.8
金融・保険・投資会社	160,625	1.7	105,975	1.6
主税用サービス法人・税理士事務所	12,180	0.1	10,336	0.1
その他のサービス	695,421	7.2	891,047	8.1
その他	165,789	1.6	177,023	1.8
小計	3,245,456	33.7	3,145,886	32.6
地方公共団体				
雇用・労働問題関連機関	6,388,807	66.3	6,516,430	67.4
合計	9,604,263	100.0	9,682,416	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金便従別高

区分	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
設備資金	8,569,467	68.19	6,626,494	68.58
運送資金	3,064,795	31.81	3,035,922	31.42
合計	9,634,263	100.0	9,682,416	100.0

消費者ローン、住宅ローン残高

区分	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,776	27.81	1,592	24.44
住宅ローン	4,611	72.19	4,924	75.56
合計	6,388	100.0	6,516	100.0

(単位: 百万円、%)

貸倒引当金内訳

項目	令和4年度末		令和5年度末	
	期末高	増減額	期末高	増減額
一般貸倒引当金	28,565	815	28,145	△410
個別貸倒引当金	62,683	△32,644	58,820	△3,863
其他の引当金合計	91,248	△31,829	86,965	△4,283

貸出金の償却状況

項目	令和4年度末		令和5年度末	
	貸出金償却額	-	貸出金償却額	-
合計	29,280	-	-	-

有価証券減損処理状況

項目	令和4年度末		令和5年度末	
	有価証券減損額	-	有価証券減損額	-
合計	73,496	-	39,592	-

貸出担保別残高

区分	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	385,988	4.0	381,814	4.0
有価証券				
勤労者年金	5,708,914	59.3	6,139,379	63.5
その他	6,094,903	63.3	6,521,193	67.5
小計	14,233,919	14.8	12,788,163	13.2
信託保証協会・公用保険				
保証	1,783,438	18.5	1,601,300	16.6
公用	332,001	3.4	261,759	2.7
合計	9,934,263	100.0	9,682,416	100.0

(注) 平成27年度より、①「公用保証協会・公用保険」欄には公用保証協会の保証付、住宅融資保証のものを記載し、「保証」欄には①以外の保証（人の保証を含む）付のものを記載しております。



資金運用

金融再生法開示債権(リスク管理債権)及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分	年 度	債 権 額 (A)	相 払 保証等 (B)	貸 倒 引 当 金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸 倒 引 当 率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	令和4年度	69	56	19	76	100.0	100.0
	令和5年度	50	33	16	50	100.0	100.0
危険債権額	令和4年度	102	92	8	101	99.0	89.7
	令和5年度	126	117	7	125	99.3	89.7
要管理債権額	令和4年度	117	37	34	71	60.7	42.4
	令和5年度	186	73	34	107	57.7	30.1
三月以上延滞債権額	令和4年度	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額	令和4年度	117	37	34	71	60.7	42.4
	令和5年度	186	37	34	107	57.7	30.1
小 計	令和4年度	289	186	62	249	86.1	60.8
	令和5年度	363	224	58	283	77.9	43.3
正 常 債 権	令和4年度	9,351					
	令和5年度	9,312					
総 与 借 残 高	令和4年度	9,641					
	令和5年度	9,676					

区 分	年 度	比 率
不 良 債 権 比	令和4年度	3.004%
不 良 債 権 率	令和5年度	3.757%

- (注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(「に」に括弧をもつて置く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に括弧をもつて置く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び3に括弧をもつて置く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に括弧をもつて置く。)です。
7. 「担保・保証額」とは、自己査定に基づいて計算した担保の粗分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「正常債権」と異なる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の又は一部につけて保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の分类:金融商品取引法第2条第5項)によるものに記載する。「貸出金、外為替等」の元本の償還利息及び仮払金並びに債務保証見込の各勘定に計上されるもの及び注記されている有価証券の貸付に対する他の債権のその他の有価証券(使用資本又は資本賃貸契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(債権後)の数値です。

リスク管理方針・体制について

1. 基本方針

企業の運営が自由の手の準備の中で、ますます多様化、複雑化してきており、それに伴い業務遂行上管理しなければならないリスクも幅広い分野にわたって拡大し、信用利用の影響を及ぼす要素も増えております。

そのため各部署は、これまで以上の範囲に把頭し厳密に管理して、健全性を確保することは信用利用經營上、不可欠なものとなっています。

そして中で当組織は、「第12中期目標」にて経営計画目標達成まえ、リスク管理が経営の最重要課題として位置付けたまま、高いレベルでの統合的リスク管理を行ことにより、経営力、自己資本の水準なら許容できるリスク量の適正なコントロールを行い収益性の強化を図るという「健全性の維持」に「収益性の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指すこととして、令和6年度は下記のようなリスク管理方針で臨むこととしています。

1.統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、当組織の事業において各種リスクについて、これと一緒に管理し体制的に捉えて、その相関性なりリスクを当組合の経営体力と現状のリスク構造とともに、当組合の事業の運営を確実に保証することを目指しています。

現状の金融環境のあらわす、経営の操作手帳を確立し、経営動向、現状及びリスクの特性等に応じて適切に統合的リスク管理を行う筋道の構築が求められ、最も重要な自己資本比率の算式に含まれないリスクを、内包する種々のリスクを相関性に把握した上で、その相関的リスクに照らし質・量ともに十分な自己資本を確保していくことが必要です。

そのためには、自己資本管理を徹底して、当組合の規模・特性に合わせた高いレベルでの統合的リスク管理を徹底して行っていくこととしています。(その手法等については、(2)市場関連リスクに記載)

2. コンプライアンスについて

金融機関の基盤の公正性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることで顧客からの信頼を得ています。

またコンプライアンス実現を図るために実施する監視・評議会等に周知徹底して、それを役員会が進行するまでの具体的な手順を定めたコンプライアンスマニュアルを全役員職員に配布し周知徹底していくこととしております。

3. 利用と保護

① お客様の知識、経験、財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明、その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する規則を作成し、職員に対する研修等に沿って業務が行われる態勢の整備を行っております。

② 与信取引に関する明確な規制及びそれを補完する相場慣習・慣行機制に関する態勢の整備と研修等により職員等の説明態勢を一層強化化していきます。

4. リスク管理体制及び自己資本比率(市場根拠)に関する開示

金融機関を取扱う環境下の業務の変化などに伴い、経営に重大な影響を及ぼすリスクも多様化・複雑化しており、経営においてリスク管理の重要性が増大しています。当組合は健全な経営を維持・継続していくために、リスク管理体制の整備・強化に努めています。

5. 新自己資本比率(市場根拠)に基づく自己資本の充実状況

①自己資本調達手段の概要
当組合は「優先出資」に基づく優先出資は発行しておらず、自己資本調達手段は普通出資のみです。
令和6年度の自己資本総額は115,425千円となっております。

②自己資本の充実度に関する評価方法の概要
令和6年度の自己資本比率は75.4%となり、国内標準である4%を上回っており、自己資本は充実していると考えております。今後も引き続き、追跡に適切な利益をあげることにより、内部留保を高めてまいります。

6.(借用)リスク

借用リスクとは、借用供与先の財務状況悪化によって保有する資本の価値(オーバーランズ資産を含む)の価値が減少しないを消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

B. 小口多頭の原則に基づき、特定差額、特定取引先(大口先)先、特定地域に集中する融資は回避です。

C. 公序良俗違反ならびに不法な融資便道、無理難題分割貸付、浮き貸付、情愛融資等の取扱い

D. 融資取引に沿った社会的経済的・経営的・財政的・通済的・融資取引の特権による努力とともに、業界において不明な点は、自ら手続き・法規規定により確認する。

E. 常業店・居宅貸付・賃貸借の取扱いの特権による努力とともに、業界において不明な点は、自ら手続き・法規規定により確認する。

F. 融資取引についての規範への重視等の重要事項等の明確化の取扱い

G. 融資取引等も定期的に訪問するなどして、自分の目で見、実態把握につとめると、また融資先の異常、特に自ら発生している融資の理由をつききさせないに議論を尽くす。大口融資先ははじめ必要な案件は理事会に諮り方針を明確にする。

H. 営業店の一番審査、本部における二番審査とも融資の理由をつききさせないに議論を尽くす。大口融資先ははじめ必要な案件は理事会に諮り方針を明確にする。

I. 融資資本の自己決定は、各々の部署で適切に行うと共に、誰も融資は融資先の個別のリスクを自己査定や融資収支により把握し、対応策を講じる。

J. 借入資本額を算出する以下の問題意識についても、より具体的な分析を検討し、立案し、営業店・本部が連携して計画的に進める。

K. 他人の融資を取扱うことは、利用的であることを、本人の意思を確認し同意を得ること。

7. 資本調達における信用リスクとは、取引の経済状況により貸出した資金の元本または利息の收回ができなくなり、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、預金保証貸出し及び保証会社保証の定期ローンを除く全ての貸出について、事業計画、資金用途、返済能力、担保評価などについて詳細に亘って審査して、営業店・本部、営業事務までが個別に面識し決裁を受けることとしております。



SUKUMO SHOGIN

事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,399	1,430
うち、出資金及び資本剰余金の額	115	115
うち、利益剰余金の額	1,286	1,316
うち、外部流出予定額(△)	2	2
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	28	28
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	28	28
うち、過格引当金コア資本算入額	—	—
過格旧資本譲渡手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本譲渡手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,428	1,458
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	3
うち、のれんに係るものとの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	0	3
純延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	—	—
過格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己資本普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本譲渡手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象資本譲渡手段の額	—	—

（単位：百万円）	（単位：百万円）
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	
特定項目に係る 10%基準超過額	—
うち、その他の金融機関等の対象普通出資等に該当するものに閑連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツによる無形固定資産に閑連するものの額	—
うち、純延税金資産(一時差異に係るものを除く)に閑連するものの額	—
特定項目に係る 15%基準超過額	—
うち、その他の金融機関等の対象普通出資等に該当するものに閑連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツによる無形固定資産に閑連するものの額	—
うち、純延税金資産(一時差異に係るものを除く)に閑連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0
自己資本	
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	1,427
リスク・アセット等 (3)	1,454
信用リスク・アセットの額の合計額	16,841
資産(オン・バランス項目)	16,841
うち、経過措置にリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)	—
うち、純延税金資産	—
うち、前払年金費用	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—
うち、セカリティ以外に該当するものの額	—
オフ・バランス等取り引項目	0
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	2
中央清算機関等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	651
信用リスク・アセット調整額	644
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	17,493
自己資本比率((ハ)/(二))	8.16%
	7.54%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において規定する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。



(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

イ 信 用 リ ク ス ケ ッ ツ /ア セ ッ ト、 所 有 自 資 本 の 額 の 合 計	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボージャー	16,841	673	18,641	745
(i) ソブリン向け	112	4	113	4
(ii) 金融機関向け	971	38	939	37
(iii) 法人等向け	4,910	196	4,726	189
(iv) 中小企業等・個人向け	1,184	47	1,299	51
(v) 批当権付住宅ローン	673	26	408	16
(vi) 不動産取得等・運用向け	104	4	200	8
(vii) 三月以上延滞等	-	-	-	-
(viii) 出資等	659	26	764	30
出資等のエクスボージャー	544	21	648	25
重要性の出資のエクスボージャー	115	4	115	4
(x) 地会融資機関等の公的資金貸付手段による取扱いのうち、公的融資機関等の公的資金貸付手段に対するものと、その他の公的融資機関等の公的資金貸付手段に対するものとのうち、(i)に係るエクスボージャー	3,648	145	4,904	196
(xi) 地域別合計	130	5	130	5
(xii) その他	4,035	161	4,698	187
② 資券化エクスボージャー	0	0	0	0
③ リスクウェイトのない計算が適用されるエクスボージャー	410	16	456	18
ルックスルーワン方式	410	16	456	18
マーティ方式	-	-	-	-
蓋然的方針(25%)	-	-	-	-
蓋然的方針(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段によるリスクボージャーに係る経過措置によりリスクアセットの額に算入されなかつたものの額	-	-	-	-
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦ 中央清算書類関連エクスボージャー	-	-	-	-
口 オペレーション・リスク	651	26	644	25
ハ 営業収益自己資本額(イロ)	17,493	699	19,288	771

(注)1 所有自己資本の額(リスクアセットの額×4%)

2 「エクスボージャー」とは、資産・商品取引によるもの(外貨)及びオーバーバランス取引及び派生商品取引との信相手額です。
 3 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、国外の中央政府以外の公共部門(当該国国内においてソブリン級になっているもの)、国際開発銀行、国際政策銀行、国際融資機関、欧洲中央銀行、欧洲共同体、信用保証協会等のことです。
 4 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している債務に係るエクスボージャー及び「法人等向け」、「金融機関及び第一種金銭商品取引業者向け」、「法人等向け」に係るリスクウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

5 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスボージャーです。具体的には不動産投資信託、有形固定資産、株式投信等が含まれます。

6 オペレーション・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーション・リスク(基礎的手法)の算定方法>

純利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

÷8%

直近3年間のうち純利益が正の値であった年数

7. 営業収益自己資本額=営業自己資本比率の分母の額×4%

(3) 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
 なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	宿毛商銀信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	115百万円
配当率	年 2.00%

(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスボージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残期間別> (単位:百万円)

エクスボージャー区分	信用リスクエクスボージャー期末残高					
	貸出金、コトメソト 貸出金、コトメソト ト及び他のデ バタイ等以外の取 ・バランス取引	債	券	三月以上延滞 エクスボージャー		
地域区分				令和4年度	令和5年度	令和4年度
内	19,978	20,479	12,064	12,100	7,915	8,379
外	2,149	1,831	-	-	2,149	1,831
地 域 別 合 計	21,228	20,111	12,064	1	10,064	10,210
製 造	2,170	1,892	279	279	1,891	1,613
農 業・林 業	162	89	89	89	57	-
漁 業	355	496	355	496	-	-
基 本・施 石 採 取 業	-	-	-	-	-	-
建 築	873	639	767	543	106	96
電気・ガス・熱供給・水道業	1,075	1,251	-	156	1,075	1,095
情 報 通 信 業	295	195	-	-	295	195
運 輸 業・郵 便 業	314	381	52	41	314	320
卸 売 業・小売業	1,068	901	978	527	490	374
金 融 業・保 険 業	1,192	1,688	0	0	1,192	1,688
不 動 財 産	678	770	82	75	596	695
飲 食 産 業	160	157	160	157	-	-
生 活 服 飲 サービス業・商業業	193	189	12	10	181	179
その他のサービス業	695	591	591	591	-	-
その他の産業	155	177	155	177	-	-
国・地方公共団体	0	49	-	-	49	-
個 人	6,388	6,516	6,388	6,516	-	-
そ の 他	6,292	6,345	2,430	2,443	3,862	3,902
業 業 別 合 計	22,128	22,310	12,064	12,100	10,064	10,210
1 年 未 滞	1,275	851	738	351	537	500
1 年 以 上 3 年 未 滞	1,271	933	250	228	1,021	705
3 年 以 上 5 年 未 滞	1,588	1,487	181	187	1,407	1,300
5 年 以 上 7 年 未 滞	1,015	757	378	359	637	397
7 年 以 上 10 年 未 滞	1,954	1,761	1,435	1,420	519	341
10 年 以 上	11,456	12,012	6,334	6,758	5,122	5,254
基 金 の 定めのないもの	3,564	4,500	2,746	2,794	818	1,710
そ の 他	0	0	-	-	-	-
残 期 間 別 合 計	22,128	22,310	12,064	12,100	10,064	10,210

(注)1 「貸出金、コトメソト及び他のデバタイ等以外のオーバーバランス取引」とは、貸出金の期末残高の他の、当座貸越等のコトメソトとの信相手額です。デバタイ等以外のオーバーバランス取引の与借期間の合計額です。

2. 「回、回のその他」には当座貸越等のコトメソトと信相手額の合計額と使用料10万円×貸出金232百万円が含まれます。

3. 上記引当額の「その他」には、裏表とある他の資本の全部又は一部を回すに係る固有名の回当額と信相手額の合計額と使用料10万円×貸出金1280百万円、その他の債券119百万円が含まれます。

4. CVAリスクは日本清算業者系子会社の大部分に準じて記載しております。

5. 業種別区分は日本清算業者系子会社の大分類に準じて記載しております。

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

		期首残高	当期増加額	当期減少額	目的使用	その他の	期末残高
一般貸倒引当金	令和4年度	27	0	-	-	-	28
	令和5年度	28	-	-	0	-	28
個別貸倒引当金	令和4年度	95	6	29	10	62	
	令和5年度	62	0	-	4	4	58
合 計	令和4年度	123	7	29	10	91	
	令和5年度	91	0	-	4	4	86

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金、偶発損失引当金等を一般貸倒引当金あるいは、個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

業種	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高	当期増加額	当期減少額			期末残高		
			目的使用	その他の	期末残高			
製 造	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	
農 業	-	-	-	-	-	-	-	
林 業	-	-	-	-	-	-	-	
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	
電気・ガス、 熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	
運輸業・倉庫業	-	-	-	-	-	-	-	
卸売業・小売業	34	34	-	-	34	34		
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	
飲食業	0	-	-	0	-	-	-	
生活関連サービス業 （宿泊業、飲食業等）	-	-	-	-	-	-	-	
その他サービス業	36	6	6	-	29	-	7	
住 所 及 び 事 務 所	-	-	-	-	-	-	-	
個 別 人	24	21	0	-	2	1	21	
合 計	95	62	6	0	29	10	462	
	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	
	62	6	0	29	10	4	62	
	56	56	0	29	10	4	29	

(注) 1. 当組合は、国内の規定されたエアリにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイの区分ごとのエクスポージャーの額等

告知で定めるリスク・ウェイ区分	エクspoージャーの額			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
格付適用有り	50	1,659	50	1,204
0%	-	529	-	532
10%	1,793	3,134	1,392	3,330
20%	-	1,921	-	1,165
35%	3,142	59	2,955	470
50%	-	1,541	-	1,455
75%	-	0	-	0
100%	2,675	5,451	2,683	6,207
150%	-	0	-	0
250%	1,459	221	1,961	245
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	9,121	14,520	9,023	14,812

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスクウェイに区分しています。

3. コア資本に係る債務項目といったエクspoージャー、CVA(リスクおよび中央清算機関間取引エクspoージャー)は含まれておらずません。

4. 「150%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平均26%よりリスクウェイ1250%を適用したエクspoージャーの額を記載しております。

(5) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		信託融資貸付担保	保証	証	クレジット・デリバティブ
	令和4年度	令和5年度				
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	922	633	91	13	-	-
① ソブリン向け	25	8	-	-	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け	173	225	-	-	-	-
④ 中小企業・個人向け	708	385	91	13	-	-
⑤ 損当権付住宅ローン	14	14	-	-	-	-
⑥ 不動産取引等事業向け	-	-	-	-	-	-
⑦ 3ヶ月以上遅延等	-	-	-	-	-	-
⑧ 出資等	-	-	-	-	-	-
出資等のエクspoージャー	-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクspoージャー	-	-	-	-	-	-
⑨ 他の信託開設部門の対象資本額	-	-	-	-	-	-
連手続のうち対象普通株等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	-	-	-	-	-	-
⑩ 信用組合組合運営会の対象普通出資額である自己資本に係る調整額の額の計算入力なかた部分に係るエクspoージャー	-	-	-	-	-	-
⑪ その他	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、信託融資貸付担保について既に手法を用いています。

2. 上記「貸付」は、告示(平成18年金融庁告示第22号)第4条(信用保証協会、清算信託基金会会員による保証されたエクspoージャー)、第46条(株式会社地政経済扶助事業者等による保証されたエクspoージャー)を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑪に区分されないエクspoージャーです。具体的には不動産投資信託、有形固定資産、株式投資等が含まれます。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信託融資貸付担保とは、当組合が実行するリスク削減手法を実施するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

信託融資貸付担保は、自己預金保有のうち預金保有額、預金保有率、預金保証金額、預金保証率、預金保証料、預金保証料率、預金保証料率等の指標によって算出されます。自己預金比率が一定から高い信託融資貸付担保は、通常預金として信託融資貸付担保金額、民間預金預金額、民間預金預金率、民間預金預金率等の指標として信託融資貸付担保金額、政府開発援助開発援助金額、民間開発援助開発援助金額等の指標によって算出されます。自己預金比率が一定から低い信託融資貸付担保は、預金保証料として信託融資貸付担保金額、預金保証料率等の指標によって算出されます。自己預金比率が一定から低い信託融資貸付担保は、預金保証料として信託融資貸付担保金額、預金保証料率等の指標によって算出されます。

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引※1の取引相手のリスクに関する事項 該当なし

(7) 証券化エクspoージャーに関する事項 該当なし

(8) 出資等エクspoージャーに関する事項

イ・貸付借対照表上額及び時価	(単位:百万円)			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
区分				
貸付借対照表上額	64	64	92	92
上場株式等	130	130	130	130
非上場株式等	194	194	222	222
合計				

(注) 投資信託の複数の債権の資本を裏付けるエクspoージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の複数の

医療法人等に対する出資について、含まれておらずません。

医療法人等に対する出資については、含まれておらずません。

主要な事業内容

預金業務

普通預金
貯蓄預金
当座預金
通知預金
納税準備預金
定期預金（スーパー定期・大口定期・期日指定定期・年金優遇定期等）
定期積金
総合口座
決済用預金



融資業務

個人ローン

住宅ローン
リフォームローン
マイカーローン
教育ローン
カードローン
多目的ローン
フリーローン
生活サポートローン



事業者向けローン

一般のご融資（手形割引・手形貸付・証書貸付・当座貸付）

地方公共団体制度融資 代理貸付業務 しんくみパートナーズローン

内国為替取扱実績

区分	令和4年度末		令和5年度末		
	件数	金額	件数	金額	
送 金・振 込	他の金融機関向け	9,423 4,396	8,993 4,138		
	他の金融機関から	17,589 5,801	17,935 5,970		
代 球 取 立	他の金融機関向け	108 99	0 0		
	他の金融機関から	23 25	1 0		

商品有価証券売買業務

商品有価証券売買業務は行っておりません。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の有価証券に投資しております。

為替・サービス業務

自動受取サービス（各種年金・給与・配当金等）
支払サービス（公共料金・クレジット代金・保険料など）
送金サービス（投葉料・家賃・株式の払込みなど）
キャッシュカード（他行カード振り込み・相互入金等）
給与振込
年金、税務などの各種相談サービス

地区一覧

当組合営業地区
宿毛市、四万户市、土佐清水市、
幡多郡一円、愛媛県のうち愛南町

業界の関連会社

会 社 名	信組情報サービス㈱	全国しんくみ保証㈱
所 在 地	千葉県白井市桜台1-2	東京都中央区京橋1-9-5
業 務 内 容	信用組合の電子計算事務受託	信組合併並びに全信組連が行う貸付（事業資金を除く）に係る債務の保証
設 立 年 月	昭和60年5月1日	平成3年8月7日
資 本 金	4 6 百 万 円	3 0 百 万 円
出 資 比 率	0%	0%



SUKUMO SHOGIN

窓口・ATM振込手数料一覧表

取引内容	金額階層	ATM他行カード振込機関利用取引の場合		窓口（借入・支払）振込取引の場合	
		単組合カード	組合員		
振込	他金融機関宛	5万円以上	330円	660円 880円 660円	
	5万円未満	330円	220円	440円 660円 440円	
	当組合本店宛	5万円以上	110円	無料 220円 220円	
	5万円未満	5万円以上	110円	440円 220円	
	同 一 店 内	5万円未満	無料	220円	
	ATM延長時間利用手数料		無料	他行カード 220円	
	ATM銀行間利用手数料		無料	他行カード 220円	
	ゆうちょ銀行振込利用手数料		無料	他行カード 220円	
取引内容	小切手	約束手形			
交換取立 (手形・小切手)	電子交換所内	1通につき	220円	220円	
	当組合本店宛	1通につき	無料	無料	
個別取立	通帳等の取立	1通につき	660円	660円	
	送金・振込の組合員し料	1枚につき		660円	
その他	不渡手形返却料	1通につき		660円	
	取立て手形組戻し料	1通につき		660円	
	取立て手形店頭呈示料	1通につき		660円	
	手形帳	1冊(50枚綴)		1,100円	
	小切手帳	1冊(50枚綴)		1,100円	
	マルチ手形帳	1枚につき		1,100円	
	各種証明書の発行手数料	1通につき		550円	
	残高証明書	1通につき		550円	
	各の書類	1通につき		550円	
	通帳・証書の再発行手数料	1通につき		550円	
個人データ開示請求手数料	1枚につき			550円	
キャッシュカードの再発行手数料	1枚につき			550円	
融資証明書発行	1通につき			3,300円	
契約内容変更手数料(貸出利見直し手数料含む)	1契約につき			5,500円	
				総上済額(100万円未満)	5,500円
一部線上返済	総上済額(500万円未満)			11,000円	
全額線上返済	総上済額(1,000万円未満)			22,000円	
	総上済額(1,000万円以上)			55,000円	
借換手数料	他行への借換(総上済手数料も必要です)			11,000円	
総上済手数料に関する特約書「締結先」の場合					
・融資実行後2年以内の場合					
[全額または一部]総上済元金額×1.0%				[全額または一部]総上済元金額×1.0%	
・融資実行後5年超場合は					
[全額または一部]総上済元金額×0.5%				[全額または一部]総上済元金額×0.5%	
不動産調査手数料	1契約につき			11,000円	
(住宅ローン・事業用太陽光発電設備・アパートローン・その他)					

(期日前投票)

- 第17条 選挙長は、選挙期日ににおいて次の各号の事由のいずれかに該当すると見込まれる組合員の投票については、当該選挙期日の公告がある3日までの間に選挙期日の前日までの間で、選挙の認めた日時にいて、投票（以下「期日前投票」という）を行わせることができる。
- (1) 職務又は業務に従事すること
 - (2) 父母の養育等冠婚葬祭の主掌する者、その子の親族の他社会道念上これらの人々に類する地位にあると認められる者が当該選挙期日ににおいて、用務に従事すること
 - (3) 他の選挙長が期日前投票を許可することが相当と認める場合が生ずること
- 2 第19条、第20条及び第21条は、期日前投票の場合にも、迷ち読み替えを行ったうえで適用される。

(不在投票)

- 第18条 組合員が、病気、負傷その他の忙むを得ない事由により選挙の当日自ら投票を行うことができないときは、第19条ないし第20条の規定に従って、書面又は代理人をもって、投票を行うことができる。

(書面による投票の方法)

- 第19条 身体が、書面により投票を行おうとするときは、選挙期日の前日午後4時までに、選挙長又は選挙管理人に対して、書面により投票を行おう旨を申し出、投票用紙及びその封筒（株式第14号）の交付を請求する（株式第16号）。
- 2 選挙用紙及びその封筒の請求が正当なものと認められるときは、投票用紙及びその封筒は書面に交付しなければならない。
 - 3 前項の規定により、投票用紙及びその封筒の交付を受けた組合員は、候補者のうち投票用紙に投票しようとする者の氏名を記し、又は候補者の氏名の上に〇印を記したうえ、これをその封筒に入れて封をし、第1項に定める日時までに選挙長又は選挙管理人へ提出するものとする。

(代理人による投票の方法)

- 第20条 組合員が第18条の事由により、代理人をもって投票を行おうとするときは、委任状（株式第17号）にその旨を記載し、これを代理人に持参せなければならぬ。
- 2 代理人は、委任状による選挙権行使しようとするときは、選挙管理人に当該委任状を提出して、これを行ふものとする。
 - 3 代理人は、2人以上の組合員を代理して投票を行うことはできないものとする。
 - 4 代理人は組合員とする。

(代筆による対応)

- 第21条 体恤の放課又は文官により、候補者の氏名を記載することができない組合員は、選挙管理人に対してその旨を申請し、次の各号を全て満たす方法により、委任状なくして、投票をすることとする。
- (1) 上記の申請を受けた選挙管理人は、投票立会人の意見を聴いて、当該組合員の投票を補助すべき者（以下「投票補助者」という）2名を定める。
 - (2) 投票場所において、投票補助者のうち1名は、投票用紙に当該組合員が指⽰する候補者の氏名を記載し、他の1人がこれに立ち会う。
 - (3) 第2号に基づき、当該組合員が指⽰する候補者の氏名を記載した投票用紙をもって投票を行ふ。

(投票の拒否)

- 第22条 選挙管理人が正なる事由により投票を拒否しようとする場合は、選挙立会人の意見を聴いて、これを行ふ。

(投票の終了)

- 第23条 選挙管理人は、投票が終了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴いて投票終了の旨を宣言しなければならない。
- 2 選挙管理人は、投票の終了宣言後は投票を行わせてはならない。

(開票)

- 第24条 選挙管理人は、投票終了後すみやかに開票を宣言し、開票は選挙立会人の立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検して行う。

(投票の効力)

- 第25条 投票の効力について疑義が生じた場合は、選挙管理人が選挙立会人の意見を聴いて、これを決定する。

(投票の無効)

- 第26条 次に掲げる投票は、これを無効とする。
- (1) 所定の用紙を用いていないもの
 - (2) 候補者の氏名のほかに他事項を記載したものの、又は候補者の氏名の上に〇印をつけて行う場合に〇印以外の事項を記載したものの
 - (3) 選挙すべての組合員の投票を全て候補者の氏名を記載したものの、又は候補者の氏名の上に〇印をつけて行う場合に選挙すべき組合員の数を超えて〇印をつけたもの
 - (4) 投票した候補者の氏名が確認し難いもの
 - (5) 書面をもって投票する場合に所定の日時までに到着しなかったもの
 - (6) 白紙で投票したもの

(当選人)

- 第27条 当選人は、有効得票数の多いものから順次その選挙区の選挙すべき組合員の数に至るまでの者とする。
- 2 当選人を決定するに当り候補票数が同じであるときは、選挙管理人は抽籤で当選人を決定する。

(無投票選舉)

- 第28条 候補者の数がその選挙区において選挙すべき組合員の数を超えないときは、その候補者をもって当選人とし、投票を行わないことができる。
- 2 前項の規定によりて投票を行わなくなったときは、選挙長はその旨を公告（株式第18号）する。

(当選人の発表・報告等)

- 第29条 当選人が決定したときは、選挙管理人は、速やかに、その結果を選挙長に報告（株式第19号、第20号）しなければならない。
- 2 選挙長は、当選人に対して、当選の通知（株式第21号）を行うとともに、当選内容についてその選挙区の組合員に周知を図るものとする。

(就任)

- 第30条 当選人が、第29条第2項に基づく通知を受け、組合への就任を承諾する場合には、就任承諾書（株式第22号）を選挙長に提出するものとする。
- 2 当選人が、第1項に基づく通知を受けてから、5日以内に文書をもって当選を辞する旨の届出がないときは、当選人はその当選を承認したものとみなす。
 - 3 前二項に基づき、当選人が、組合への就任を承諾した場合には、当該当選人は、前任者の任期満了の翌日に組合に就任するものとする。ただし、第34条に基づく補欠の選挙における当選人は、就任を承諾した日に組合に就任するものとする。

(当選人の線上の権利)

- 第31条 第30条第2項の期間内に当選人が当選を辞退したときは、選挙管理人は選挙長の指示により、次点者をもって逐次当選選舉とする。
- 2 前項の場合には、前条の規約を準用する。

(組合選舉)

- 第32条 選挙管理人は、組合選舉録（株式第23号）（以下「選舉録」という）を作成しなければならない。
- 2 選舉録は、選舉の経過及び顛末を記載し、選挙管理人及び選挙立会人がこれに署名又は記名捺印して、投票用紙その他関係書類とともに選舉に提出しなければならない。
 - 3 選挙長は、選舉録及びその関係書類を少なくとも組合の任期中保存しなければならない。

(候補の選舉)

- 第33条 候補者の届出数がその選挙区において選挙すべき組合員の数に満たないときは、届け出た候補者をもって当選人と定め、不足数については選挙なく補欠の選挙を行わなければならない。当選人の数がその選挙区において選挙すべき組合員の数に不足し、又は不足するに至ったときは、不足数についても同様とする。

(補欠の選舉)

- 第34条 組合員の届出数がその選挙区において選挙すべき組合員の数に満たないときは、組合は選挙なく補欠選挙を行う。
- 2 補欠の選挙は選挙された候補の生じた選挙区において行う

(細則)

- 第35条 組合選挙に関する細則並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取り扱いは理事会が決定する。

(附則)

- 第1条 本規約の制定及び改廃は組合代会の承認を経なければならない。
- この規約は昭和60年1月2日より改正する。
- この規約は平成16年6月24日より改正する。
- この規約は平成16年6月18日より改正する。
- この規約は令和3年6月17日より改正する。



選 挙 区	地 域	定 数
第 1 区	宿毛市小筑紫町、幡多郡大月町、土佐清水市	15名以上55名以内
第 2 区	第1区を除く宿毛市内地区、四万十市、大月町を除く幡多郡一円、愛媛県のうち愛南町	50名以上90名以内
計		105名

總代氏名一覽

※氏名・区域の後に就任回数を記載しています。

71期通常総代会の決議事項

7期通常総代会が、令和6年6月27日午前9時30分より、当組合本店で開催され、次の事項が付議され
られ原案どおり決議されました。

告事項

7.1期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）事業報告の件

六 諸事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 第71期(令和4年4月1日~令和6年3月31日) 計算書類、剩余金処分案承認の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。 |
| 第2号議案 | 第72期事業計画および収支予算案承認の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。 |
| 第3号議案 | 理事改選の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。 |
| 第4号議案 | 退任役員に対する退職慰労引当金支給の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。 |

職員出身者以外の理事の登用状況の開示

役員一覽

理 事 長	(代表理事)	/ 松 田 選	理 事	(非常勤)	/ 河 原 敏 郎
専 務 理 事	(代表理事)	/ 所 谷 祐 二	理 事	(非常勤)	/ 白 木 久 雄
理 事 (常勤)	/ 長 岡 宏 幸	員 外 監 事	(非常勤)	/ 加 藤 明	
理 事 (常勤)	/ 黒 川 健 太	員 外 監 事	(非常勤)	/ 山 下 章 一	
理 事 (非常勤)	/ 井 上 由 紀	員 外 監 事	(非常勤)	/ 山 崎 正 友	
理 事 (非常勤)	/ 岡 松 公 幸				

当組合は、職員出身者以外の理事・監事等（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

吸酬体系について

對象發電

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）における報酬体系の開示をしております。報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成しております。

1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ基準にし、当組合の理事会において決定しております。また各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の議案により決定しております。

職員紹介

窓口業務担当

A row of nine circular portraits of staff members from the Main Store Business Department. From left to right: 1. 岡村 恵 (Okamura Ei), female, 30s, wearing a white shirt and blue tie. 2. 岡原 浩子 (Okahara Hiroko), female, 30s, wearing a white shirt and blue tie. 3. 木村 里津子 (Kimura Ritsuko), female, 30s, wearing a white shirt and blue tie. 4. 清家 寿彦 (Kiyosei Shuhei), male, 30s, wearing a white shirt and blue tie. 5. 鈴木 祐道 (Suzuki Yūto), male, 30s, wearing a white shirt and blue tie. 6. 宿毛支店 (Shimotsu Branch) logo. 7. 鳴 中美 (Narita Nakami), female, 30s, smiling, wearing a white shirt and blue tie. 8. 村崎 茜子 (Murakami Akiko), female, 30s, smiling, wearing a white shirt and blue tie. 9. 今合 由季子 (Imai Yuki), female, 30s, smiling, wearing a white shirt and blue tie.

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における
役員に対する報酬です。

注3 支給人數は、理事7名、監事3名です

注2：支払人数は、理事7名、監事3名で
注3：使用人兼務理事はお仕事共6名

注4 上記以外に支払った役員退職慰労金はありません。

(3) 他の種

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2 对象数组篇

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受け取る報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 对家職員等には、期中に退職・退職した者も含めております。
注2. 「同額等賃」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
注3. 当組合の職員の給与・賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき算定しております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに勤勉づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクを取る傾向にあります。



本 部 (経営支援課・企画推進課・総務課)



営業のご案内

預金商品のご案内

※この預金は、預金保険制度の対象となります。

商品名	商品内容	ご利用期間	お預入金額
当座預金	小切手、手形がご利用いただける預金です。	いつでもお入りいただけます。	1円以上 新規ご契約時のみ1000円以上。
普通預金	営業店で出し入れ自由、キャッシュカードのご利用もでき、おサイフガル付でご利用いただけます。		
貯蓄預金	基準残高を定めた出し入れ自由の預金ですが、利率は普通預金よりもお得です。		
総合口座	貯める・種々・支払う・受取る・借りる5つの機能を1箇所にセットした大変便利な口座です。	普通預金はいつでもお入りいただけます。 定期預金 1年以内	1円以上 1,000円以上
納税準備預金	納税資金専用の預金で、お利息は普通預金より有利で、かつ非課税の特典があります。	納税時にお引き出し下さい。	1円以上
通知預金	預入期間が7日以上見込める場合には普通預金よりお得です。	7日以上	1,000円以上
スーパー定期預金	預入金額が1,000円以上と幅広いお客様にご利用いただける定期預金です。満期時に自動的に継続される便利な自動継続預金でございます。 (年会後も定期の取扱いもございます)。	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。お預入期間は最長3年です。 お書き換えの手間のかからない便利な自動継続預金でございます。	据置期間1年 最長預入3年	1,000円以上
大口定期預金	市場の金利動向等を考慮し金利が算定され、大口資金の運用に適した定期預金です。お書き換えの手間のかからない便利な自動継続預金でございます。	1ヶ月以上 5年以内	1千万円以上
変動金利定期預金	預入期間中に6ヶ月毎のマイクロで金利が見直される変動金利の定期預金です。お書き換えの手間のかからない便利な自動継続預金でございます。	1ヶ月以上 3年以内	1,000円以上
定期積金	掛け込み金額は、1,000円から始められ、期間も6ヶ月から60ヶ月まで自由に選べますので、計画に合わせたご契約をお選びいただける定期積金です。	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上

ローンのご案内

※手元に借りて、上手に使って、上手に返そう

商品名	商品内容	ご融資額	ご融資期間	担保・保証
住宅ローン	家地の取得、住宅の新築・増改築、中古住宅の購入等にご利用いただけます。	10,000万円以内	25年以内	保証会社等の保証付、場合により被保証人・不動産等
リフォームローン	住宅全般に関するリフォームにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	保証会社等の保証付、場合により被保証人・不動産等
マイカーローン	車の買い替え・車検費用等にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	保証会社等の保証付、保証人等
教育ローン	入学料・授業料・受験費用・家賃費等、教育に関する費用にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	15年以内に償還、卒業予定期までの振替可	保証会社等の保証付、保証人等
極度型愛学ローン	極度型の範囲内で、入学金・授業料・受験費用・家賃費等、教育に関する費用にご利用いただけます。	100万円以上 300万円以内	3年ごとの自動更新 最終更新(205年末満期)	保証会社等の保証付、場合により被保証人の要状況把握の上決定
生活サポートローン	家にこもって高齢者の高齢高が増え、お悩みの方、ご相談の上お取扱いいたします。	10万円以上 500万円以内	10年以内	状況把握の上決定
目的ローン	教育・車以外の目的のお使い道にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	保証会社等の保証付、保証人等
フリーローン	資金の使いみちを限定しないローンです。ただし、事業性・旧債返済は除きます。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	保証会社等の保証付、保証人等
カードローン	お使いみち自由なカードローンです。ただし、事業性・旧債返済は除きます。	10万円以上/100万円コース	3年ごとの自動更新 最終更新(205年末満期)	保証会社等の保証付



SUKUMO SHOGIN

窓口営業時間を午後4時まで延長しました

店舗一覧

店名	住所	電話番号
本店・宿毛支店	〒788-0000 高知県宿毛市宿毛550番地	0880-63-1166

ATM設置状況

店舗内	CD機(現金自動支払機)	ATM(現金自動預払機)
-	-	1台
-	-	4台

当組合のキャッシュカードをご利用の皆様へ

ATM出 手数料無料

- 当組合ATM(自動預払機)
- 高知市内(たかちねばづじ、くりはら等)はもちろん、全国どの金融機関でも支払可能(全銀ネット)
- 郵便局のATMは、入金不可
- 組合入金業者取扱開始
- ぜひおこなってください(手数料無料)(翌月積算)
- 詳しくは窓口・係員にお気軽におたずねください

年中無休 です！

設置場所

ATM機

当組合 本店・宿毛支店（合同新店舗）
 当組合 旧本店（小筑紫）
 当組合 旧宿毛支店（中央）
 サングリーンくりはら店内（長田町）
 物産館サンシリ（四万十町）

稼働時間

平日・土・日・祝祭日 午前8時から午後9時まで
 サングリーンくりはら 午前9時から午後9時まで

しっかりパンク
すぐも商銀
 SUKUMO SHOGIN

宿毛商銀会員組合【本店・宿毛支店】
 〒788-0000 高知県宿毛市宿毛550番地
 TEL:(0880)63-1166 FAX:(0880)63-1168
<http://sukumo-shogin.co.jp/>

